

## 「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

商号又は名称：  

## 簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工事名：R5 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 南校舎棟改修工事建築

評価項目	「工程管理」の適切性
------	------------

### 具体的な施工計画

本工事は、校舎の改修工事であり、授業や行事等を継続しながら行うこととしているため、施設管理者と工程調整を行いつつ、学校運営に支障をきたすことがないよう工事を円滑に進捗させることが必要となる。

さらに、別途発注工事の電気工事、管工事及び防水工事と工期が重なることから、受注者は工事間で工程の調整を行い、工事を円滑に進捗させることが必要となる。

なお、本工事の受注者は、労働災害を防止するための協議組織の設置や発注者が開催する定例会議への参加が必要となる。

これらを踏まえた上で、次の全ての事項について具体的に記述すること。

- ①学校運営に支障をきたすことがないよう工事を円滑に進捗させるための工夫
- ②別途発注工事と工事を円滑に進捗させるための工夫

商号又は名称：  

## 簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工事名：R5営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 南校舎棟改修工事建築

評価項目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
<b>具体的な施工計画</b>	
<p>本工事は、校舎の改修工事であり、改修する建物は、学校敷地の南側に位置し、工事車両の進入路及び資材の搬出入路と生徒及び教職員の動線が交錯する部分があるため、敷地内における生徒及び教職員に対する安全対策が求められる。</p> <p>また、校舎を使用しながら工事を行うことから、授業等に対する環境対策（騒音、振動、粉じん）が求められる。</p> <p>さらに、建設産業の担い手育成の観点から、この工事の施工においては、県民の建設産業への関心を深めるための取組（例：実際の施工現場を活用した作業体験等）を実施することとしている。そのためには、取組の提案や提案を実施する際の事前調整、安全確保等が求められる。</p> <p>これらを踏まえた上で、次の全ての事項について具体的に記述すること。</p> <p>①敷地内における生徒及び教職員に対する安全対策 ②授業等に対する環境対策（騒音、振動、粉じん） ③建設産業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等</p> <p>※③の有効な取組については、その費用を<u>変更契約の対象</u>とする（入札額には含めないこと）。 ※③の申請について、受注後の事前調整の結果、実施ができないと判断できる場合は、受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。</p>	

※A4版1枚(1ページ)に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：  

## 簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工事名：R5営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 南校舎棟改修工事建築

評価項目	「工程管理」の適切性
具体的な施工計画	
<p>①学校運営に支障をきたすことがないよう工事を円滑に進捗させるための工夫</p> <p>②別途発注工事と工事を円滑に進捗させるための工夫</p>	

※A4版1枚(1ページ)に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：  

## 簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工事名：R5営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 南校舎棟改修工事建築

評価項目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具体的な施工計画	
①敷地内における生徒及び教職員に対する安全対策	
②授業等に対する環境対策（騒音、振動、粉じん）	
③建設産業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等	

※A4版1枚(1ページ)に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

## &lt;記述上の留意点&gt;

商号又は名称：

---

## 簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工事名：R〇〇〇〇〇〇〇工事 ←※工事名が間違っていないか確認を！

評価項目	「施工上の課題への対応」の的確性
------	------------------

## 具体的な施工計画

〇〇ということ（工事特性）に鑑み、〇〇する観点から、次の事項について記述すること。

- ① ○〇・・・
- ② △△・・・
- ③ ■■・・・
- ④ ××・・・

※①の項目についての記述に対して、②の項目で評価することはないので、  
テーマに沿った記述になっているのか、再確認を！

特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る（補足：工程表）を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ポイント以上とする。

なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないで注意すること。

また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。

- ① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合
- ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合
- ③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合
- ④ A4版でない場合
- ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合

注1：手書きの場合も同様とする。

注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。

注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。

注4：空白行は、行数に含めない。

注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。

&lt;記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限&gt;

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。